第４期荒尾市観光振興計画ロゴマーク利用要領

この要領は、第４期荒尾市観光振興計画ロゴマーク「家族で楽しむ街あらお」の利用について、下記のとおり、必要な事項を定めます。

記

１．ロゴマークに関する権利

ロゴマークに関する一切の権利は、荒尾市に帰属します。

２．利用の目的

ロゴマークは、荒尾市の魅力を効果的に伝え、観光振興に資する活動・商品・サービス等に利用することができます。

３．利用可能期間

ロゴマークの利用可能期間は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとします。

４．利用の手続き

ロゴマークを利用しようとする者（以下、「利用申込者」という。）は、利用開始前に、次の手続きを行うものとします。

① 利用連絡

利用申込者は、事前に、荒尾市産業文化振興課観光推進室に対し、次のことを連絡します。

■連絡事項

- 利用者氏名（団体として利用する場合は、団体名称・担当者氏名）
- メールアドレス
- 利用するロゴマーク番号（「提供可能ロゴマーク一覧」参照）
- ロゴマークの用途
- 利用予定期間

■連絡方法

市ホームページの問合せメールフォームから連絡する。

＜URL＞https://www.city.arao.lg.jp/shisei/shisaku/kanko-shinko/keikaku04/12340.html

② データ受取

利用申込者は、メールにてロゴマークデータを受け取ります。

５．利用料

ロゴマークの利用料は、無料とします。

６．利用の制限

次のいずれかに該当する場合、利用を制限することがあります。

- 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- 荒尾市の信用、品位、イメージを損ない、又は損なうおそれのある場合
- 第三者の利益を害し、又は害するおそれのある場合
- 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業を行う者が使用する場合
- ロゴマークの利用により誤認若しくは混同が生じ、又は生じるおそれのある場合

７．利用上の遵守事項

次のことに留意し利用してください。

- 著しいデザインの変更を行ってはならない。（「利用ガイドライン」参照）
- 商標法（昭和３４年法律第１２７号）による商標登録、意匠法（昭和３４年第１２５号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。
- 提供を受けたロゴマークデータを第三者に提供してはならない。

８．その他

ロゴマークの使用によって、第三者との間に紛争等が生じた場合、利用申込者の責任と負担において解決するものとします。

令和８年３月２６日　作成
令和８年　４月１日　変更